

総合計画策定の前提



第1章 総合計画策定の趣旨	2
第2章 計画の特長	3
第3章 計画の構成及び期間	4
第4章 計画策定の背景	5

第1章 総合計画策定の趣旨

1 新市誕生

平成16年(2004年)10月4日、歴史的・文化的・地理的に繋がり深い、旧光市と旧大和町は、長年にわたる住民の念願であった合併を実現し、新市「光市」が誕生しました。

行財政改革や地方分権の受け皿づくりなどを旗印として、全国的に地方自治体の再編が進む「平成の大合併」の真っ只中での合併でしたが、「改革」をテーマに、全ての事業について一からの見直しを行い、市内外から模範的な合併として高い注目を集める中、新市建設計画に基づき、「光る個性 地域の和 人と自然にやさしい生活創造都市」の実現を目指したまちづくりに取り組んできました。

2 時代の要請

一方、私たちの暮らしを取り巻く社会経済情勢は、三位一体の改革をはじめ、これまで省庁や自治体が拠り所としてきた様々な仕組みや制度が崩壊するなど、新たな社会を創造するための試行錯誤が展開される激動の変革期を迎えています。

また、人口減少社会が現実のものとなり、かつての右肩上がりの成長の時代が終えんを迎えた今日、市民の行政サービスへの関心やまちづくりへの参加意識が高まっており、都市経営や行政サービスのあり方に対する発想の転換が求められています。

3 計画策定の必要性

こうした様々な環境の変化に対応していくためには、行政のみならず、市民の皆さんやNPOをはじめとする市民活動団体、さらには、地域の企業が、ともに相互の理解と信頼関係を築き、協力・連携することにより、それぞれが責任を持って公的な役割を分担していく、「共創と協働のまちづくり」の実現が必要です。

このためには、まちづくりの理念やまちの将来像を明確にするとともに、達成すべき目標を市民の皆さんと共有することが重要です。

また、地方主権の理念のもと自主・自立の都市経営を実現するためには、徹底した行財政改革を推進するとともに、地域の資源や特色を活かしながら、優れた都市基盤の有効活用を図ることにより、まちの有位性を磨き、地域全体の再生を進めていくことが大切です。

こうした点を踏まえ、新市に相応しい、そして、新たな時代を見据えた共創・協働を機軸としたまちづくりを実現するため、市民と行政との共通の指針として、総合計画を策定します。

この計画は、本市の最初の総合計画として、真の共創・協働による地域社会を築くとともに、全ての市民一人ひとりが幸せを実感できるまちづくりを目指し、将来に向けた市の政策を定め、本市の姿勢を市内外に示そうとするものです。

1 改革への戦略計画

合併に伴い、全ての事業を一から見直す中で、都市の枠組みの再編と併せて、市民や職員の中にも、大きな改革への意識が芽生えており、戦略を持った改革が実行できる絶好の機会が訪れています。

このため、「都市経営」の概念を導入するとともに、達成目標などを明らかにしていくことにより、改革実行のための戦略計画とします。

2 再生と創造への転換計画

厳しい社会経済情勢の中では、「既存ストック」や「地域の有位性」を活かした都市の再生を進め、「量から質」へと新たな価値を創造することが重要であり、従来の考え方や枠組みにとらわれない大胆な発想転換を図ることが必要です。

このため、横断的な判断のもと、分野や組織を超えた施策の融合と連携を進めるとともに、地域の個性を磨き、有形・無形の資産を活用することにより、まちの再生を図り、新たな価値を創造するための転換計画とします。

3 共創と協働への始動計画

我が国の総人口が減少に転じることが現実のものとなり、かつての右肩上がりの成長の時代が終えんを迎えた今日、市民の皆さんの知恵と工夫をいかに生み出すかが重要であり、まちづくりへの想いの共有を図り、共創と協働への熱意を結集していくことが必要です。

このため、市民や事業者とのパートナーシップの構築により、はじめて各種事業の展開が可能であり、共創と協働社会の基盤づくりを行うべき時であるとの認識のもと、共創と協働によるまちづくりへの始動計画とします。

4 環境変化に柔軟に対応できる深化型計画

目指すべきまちの将来像や政策は、長期的な視野を持って設定しますが、施策や具体的な事業は環境の変化に応じて、柔軟かつ迅速に対応していくことが必要です。

このため、政策目標を達成するための手段となる具体的な施策や事業は、毎年度作成する「行動計画」の中で明らかにすることにより、環境変化に柔軟に対応できる深化型の計画とします。

第3章 計画の構成及び期間

総合計画は、基本構想及び基本計画で構成します。

また、基本計画を年次的に実施するため、短期の具体的事業計画として、行動計画を作成します。

それぞれの性格と目標年次及び期間は、次のとおりとします。

1 基本構想

基本構想は、新しい時代の都市経営を行うにあたって、市民と行政がともに創る光市の将来像と、それを実現するための基本的な方向性を示すものです。

平成19年度(2007年度)を初年度として、平成28年度(2016年度)を目標年次とする10年計画とします。

2 基本計画

基本計画は、基本構想を踏まえた最上位の計画として、将来像の実現に向けて、市民と行政とが取り組むべき施策の基本的な目標と方向性を体系的に明らかにするとともに、他の行政計画の柱となるものです。

今回の計画では、基本構想の10ヵ年のうち、前期基本計画として、平成19年度(2007年度)から平成23年度(2011年度)を目標年次とする5年計画とします。

後期基本計画については、今後の諸情勢の変化や前期基本計画における施策の進捗状況などを総合的に分析・点検していく中で策定することとします。

また、今後とも、社会経済情勢はもとより、国の制度や仕組みが大幅に変化することが予測されることから、状況の変化に応じては、早期の見直しも含めて柔軟に対応していきます。基本計画は、施策の方向性を示したものであり、計画に掲げる具体的な主要事業については、実施時点における最善の手法を検討するなど、柔軟かつ能動的な対応を図ります。

3 行動計画

行動計画は、基本計画で示した施策の基本的な方向に沿って、具体的な事業の内容を短期間の計画として示すものです。

計画期間は3年間とし、刻々と変化する社会情勢に即応するため、ローリング方式によって、毎年度、検証と見直しを行います。

● 目標年次と期間

